

# あずま南小学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月

## I 学校教育目標

- ★ おもいやりのある子
- ★ よく考える子
- ★ たくましい子
- ★ ふるさとを愛する子

## II 目指す児童像(人権教育目標に準じる)

- 1年：みんなと仲よくできる子
- 2年：友だちを大切にできる子
- 3年：友だちのよいところをみとめ仲よくする子
- 4年：友だちの気持ちを考えて行動する子
- 5年：相手の立場にたって考え、互いに助け合う子
- 6年：人の気持ちや立場を考えて行動し、互いに助け合う子

## III いじめ防止等の対策に関する基本理念

### 1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) 日頃から、子供、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

### 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。特に学校として配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。
- (3) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように最新の注意を払う。

- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、児童・生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談、等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール、等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会合、等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有、等)

### 4 解消に向けて

いじめが発生した際、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることとし、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- (3) 校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の子どもや保護者への説明責任を果たすと同時に、いじめ解決に向けて努力していく。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に連絡して協力を求める。
- (6) 単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が配置しているサポートチームの活用を図る。

## IV いじめ防止等ための校内組織

### 1 組織の主な役割

- (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- (3) いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの疑いの情報が入ったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(5) けんかやふざけ合いなどで本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、被害性に着目し、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

## 2 組織(いじめ対策委員会)の具体的な役割

構 成 員	役 割
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮。</li> <li>・「いじめは人間として絶対許さない」という雰囲気醸成。</li> <li>・学校通信やWeb ページ等で、学校がいじめ防止等の取り組みについて情報発信。</li> </ul>
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中における生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理に努める。</li> </ul>
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間での共通理解に努める。</li> <li>・いじめ問題に関する情報収集と記録。</li> <li>・関係機関との連絡・調整。</li> <li>・生徒指導委員会(部会)の実施。</li> <li>・「なかよしアンケート」「いじめ実態アンケート」等の実施、実態把握。</li> </ul>
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談実施状況報告。</li> <li>・気になる児童への対応の提案。</li> <li>・スクールカウンセラーとの面談計画の提案。調整</li> </ul>
人権教育主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関わる人権集会の企画・運営。</li> <li>・いじめ防止に関わる人権教育全体計画の見直し。</li> </ul>
特別活動主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止活動計画」に基づく児童会活動の企画・運営。</li> <li>・「いじめ防止活動こどもフォーラム」への引率・指導。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室における相談状況等の報告。</li> <li>・保健室の活用に関する調整。</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告。</li> <li>・いじめ防止活動についての学年の取り組み企画・報告</li> </ul>
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害、被害児童や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメント。</li> </ul>

※校医、生活学習相談員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等、実態に応じて構成員に 追加。

## V いじめの未然防止への取組

### 1 居場所づくり

#### (1) 学習指導の充実

##### ①「わかる」「楽しい」授業

○「自己有用感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに全教職員で取り組む。

○一つのことをやりきれる時間を確保し、学習に対する達成感・成就感を育てる。

- 学習に遅れがちな児童も活躍できる場を設ける。
- ②「信頼関係」のある授業
- 児童の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
- 児童同士で認め合える場を設定する。
- 授業中の正答以外の発言や、自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。

## (2) 環境づくり

### ①教室環境

- 一人一人の児童が学級に所属感をもてるような掲示(学級旗等)を工夫する。
- いじめ防止ポスターやいじめ防止標語等を学級で作成し、教室内に掲示することも必要。

### ②学校環境

- ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を掲示し、いじめ防止の機運の醸成を図る。
- 学校行事や児童会等で児童が活躍した様子を掲示する。

## (3) 人権教育の充実

### ①常時指導の充実

○人権教育の基礎をなす「常時指導」(常にお互いを大切にす指導)を授業や給食、清掃、休み時間等、児童が学級で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。

○人権教育の全体計画や年間指導計画の活用・見直し・改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導を進める。

### ②教職員の人権感覚

○児童一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大事と考える。

- 人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなことがないよう配慮する。

## (4) 道徳教育の充実

### ①全校体制

- 学校の教育活動全体で児童の道徳性を育むことが重要。

### ②道徳の時間

○規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公平公正、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるようにする。

○授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育ていけるようにする。

## 2 絆づくり

### (1) 特別活動の充実

#### ① 学級活動

○いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方策について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取り組みを実践する。

○話し合い議題の選定から司会までをすべて児童に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

## ② 児童会活動

○アンケート結果などを基に、児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取り組みを推進する。

○縦割り話し合い活動やピアサポート活動等を取り入れ、より良い人間関係づくりを構築していく。

○ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、自校のいじめ防止スローガンや、いじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取り組みを進めていく。

○中学校区として、統一した取り組みを行うことも重要。

## ③ クラブ活動

○異年齢集団による自発的・自治的な活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりして、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようにする。

## ④ 学校行事

○異年齢交流活動や校外における自然や文化などに親しむ集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築きます。

○全ての児童が活躍できる場面をつくり出し、児童の自己有用感を高めることで、いじめをしない児童を育成する。

## 3 学校・家庭・地域等の体制づくり

### (1) 学校体制の充実

#### ① 教職員の見守る目

○日頃から児童の学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な声掛けに配慮する。

○悩みや不安を抱える児童には共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。

#### ② 教職員同士の連携

○児童家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導、支援ができるようにする。

○その日にあった個人や集団のよい取り組みや努力などを教職員間で情報交換し、積極的に賞賛していく。

○養護教諭やスクールカウンセラー、学習生活相談員等と情報を共有する。

### (2) 学校を越えた連携

#### ① 受け入れ体制の整備

幼保小、小中、中高、特別支援学校との接続を大切にし、児童の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報交換を行い、スムーズな受け入れができるよう配慮する。

#### ② 校種間の接続

校種を越えて、地区の児童が集まったいじめ防止会議や交流活動を行うことも考える。

### (3) 学校・家庭・地域の連携

#### ① 学校の様子を積極的に発信

○学校便りやホームページを利用し、学校の様子を常に発信していく。

○保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生委員児童委員等とも児童の様子を定期的に情報交換しておく。

○保護者や地域の人がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、保護者や地域の人に挨拶を行うと共に、些細なことでも児童の様子で気になることがあった場合、学校に連絡をするように依頼しておく。

#### ② 家庭・地域との連携

○保護者や地域の人と児童とが一緒になっていじめ問題について話し合う機会を設けるなど、地域の力を使っていじめを未然に防ぐ「地域の輪」を構築していく。

○地域ボランティアやお年寄りとの交流などの「スマイルサポーター制度」を活用し、児童の自己有用感を高める。

○日々の連携の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつくようにする。

#### ③ 関係機関との連携

○警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など、未然防止の視点からも連携を図っておく。

○学校と警察のパイプ役として学校をサポートする少年育成センターとの連携も配慮しておく。

○教育分野のネットワークだけでなく、福祉分野や保健分野のネットワークも大切にしていく。

## VI いじめの早期発見への取組

### 1 いじめを発見する手立て

- (1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見
- (2) 複数の教員の目による発見
- (3) アンケート調査(毎月ごとの「いじめ実態調査」・なかよしアンケート等)
- (4) 教育相談を通じた把握(スクールカウンセラーとの面談)
- (5) 児童会が主体となった取組

### 2 学級内の人間関係の客観的な把握

学級内での人間関係のトラブルが顕在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためにも、教師間の情報交換や各種調査による点検が必要。

※参考：「学級集団分析尺度Q-U」「学級の雰囲気と自己肯定観を把握する質問紙」

→県総合教育センターWebページ参照

### 3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

○いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導しておく。

○担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを指導しておく。

#### 4 保護者や地域からの情報提供

○日頃からいじめ問題に関する学校の考えや取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

○保護者が子どもの変化を読み取れるよう、「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法を周知しておく。

## VII いじめ解消への取組

### 1 組織対応の展開

#### (1) いじめ情報(気になる情報)のキャッチ

- ・ いじめが疑われる言動を目撃
  - ・ 自主勉強ノート・日記帳等から気になる言葉を発見
  - ・ 児童や保護者からの訴え
  - ・ 各種アンケートから発見
  - ・ 教職員や地域等からの情報提供
- 担任一人で抱え込まない

いじめ対策委員会へ必ず報告

#### (2) いじめ対策委員会(仮称)の設置

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任・養護教諭  
スクールカウンセラー、等  
※事案に応じて柔軟に編成する。

#### (3) 対応方針の決定・役割分担

##### ① 情報の整理

○いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の特徴、など

##### ② 対応方針

○緊急度の確認、「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認。

○事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認。

##### ③ 役割分担

○被害者からの事情聴取と支援担当

○加害者からの事情聴取と指導・支援担当

○周囲の児童と全体への指導担当

○保護者への対応担当

○関係機関への対応担当

#### (4) 事実の究明と支援・指導

##### ① 事実の究明

※いじめのきっかけ等を聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

※聴取は、【被害者】→【周囲にいる者】→【加害者】の順に行う

〈事情聴取の際の留意事項〉

- ◎いじめられている児童や、周囲の児童からの事情聴取は、人目に付かないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ◎安心して話せるよう、児童が話しやすい場所などに配慮する。
- ◎関係者からの事情聴取に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ◎情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ◎聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

〈事情聴取の段階ではないこと〉

- いじめられている児童と、いじめている児童を同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

① 被害者(いじめられている児童)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方になる。
- 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、3ヶ月以上支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定観の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。

- 「君にも責任がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 日記帳の点検や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定観を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② 加害者(いじめている児童)への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきであったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

**【指導】**

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内での立場を振り替えさせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。

**【経過観察】**

- 日記帳や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく

**③ 観衆、傍観者への対応**

**【基本的な姿勢】**

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめ問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

**【事実の確認】**

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

**【指導】**

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じているのかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

**【経過観察】**

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、3ヶ月以上は十分な注意を怠らず継続した指導を行う。

**2 保護者との連携**

**(1) いじめられている児童の保護者との連携**

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 経過観察をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言わない。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしない。
- 電話で簡単に対応しない。

**(2) いじめている児童の保護者との連携**

○事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。

○相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

○誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

○事実を認めなかったり、うちの子はいじめ加害者の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

●これまでの子育てについて批判してはならない。

### (3) 保護者との日常的な連携

○年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

○いじめや暴力の問題発生時には、いじめられている側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

## 3 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発見状況を報告する。 ・ 対応方針について相談したい。	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
・ 指導方針や解決方法について相談したい。 ・ 児童の保護者への対応方法を相談したい。	県総合教育センター いじめ・生徒指導相談室
・ いじめによる暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所 警察、少年育成センター
・ いじめられた児童が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関 こころの健康センター
・ いじめられた児童、いじめた児童への福祉的・心理的側面からの支援の在り方について相談したい。	児童相談所 市町村の福祉課等

## 4 出席停止制度の適切な運用

### (1) 出席停止制度の趣旨等

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からでなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

出席停止制度については、児童の就学義務にも関わることから、市町村教育委員会が校長の意見を十分聞いた上で、定められた規則を確認しながら、その権限と責任において運用していくことが求められる。

### (2) 出席停止制度の法的根拠

※出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されている。

### (3) 出席停止の判断基準

- ①学校教育法第35条第1項の各号にあてはまる行為の1又は2つ以上を繰り返し行い、その行為を本人と保護者が認めていること。
- ②学校が可能な限り教育活動を行っても、問題行動や学校秩序の状況に改善が見られないこと
- ③出席停止をすることにより、秩序の回復や指導の効果を見通すことができること。

## Ⅷ ネット上のいじめへの対応

### 1 未然防止の取組

#### (1) 情報モラル教育の推進

※情報教育全体計画に提示済み

#### (2) 早期発見・解消への取組

○ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

○市教育委員会、インターネット見守り隊等との連携。